

第119回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月23日(火曜日) 午前10時
(受付開始予定: 午前9時)

場所

東京都中央区八重洲一丁目2番16号
TGビル別館6F ホール6A
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の
〈会場のご案内〉をご参照のうえ、
お間違えのないようご注意ください。)

目次

■ 第119回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
■ 事業報告	4
■ 連結計算書類	21
■ 計算書類	24
■ 監査報告書	27
■ 株主総会参考書類	33
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	

株式会社 NIPPO

証券コード：1881

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目19番11号
株式会社 NIPPO
代表取締役社長 吉 川 芳 和

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社は、第119回定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、適切な感染防止対策を講じたうえで、例年より縮小した規模で開催させていただくことといたしました。詳細は別添の「第119回定時株主総会についてのご案内」をご参照ください。

株主の皆さまにおかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、極力ご来場はお控えいただき、後述のご案内に従って書面またはインターネットにより、2020年6月22日（月曜日）の営業終了時刻（午後6時20分）までに議決権をご行使賜りますようお願い申し上げます。

◎書面によって議決権を行使していただく方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）の営業終了時刻（午後6時20分）までに到着するようにご返送ください。

◎インターネットによって議決権を行使していただく方法

3ページの「インターネットによる議決権行使について」をご確認のうえ、2020年6月22日（月曜日）の営業終了時刻（午後6時20分）までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2020年6月23日（火曜日）午前10時
(受付開始時刻は、午前9時を予定しております。)
- 2. 場 所** 東京都中央区八重洲一丁目2番16号 T Gビル別館6F ホール6A
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の〈会場のご案内〉をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第119期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第119期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権行使に関する事項

- (1)各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2)議決権行使書面またはインターネットにより重複して議決権を行使された場合において、議決権の行使の内容が異なるものであるときは、最後に到達した議決権の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。なお、議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権が行使された場合において、同日に到達したときは、インターネットによる議決権の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (3)代理人によって議決権を行使される株主の方は、本総会において議決権を行使することができる他の株主1名を代理人に選任して、その議決権を行使されますようお願い申し上げます。

以 上

- ~~~~~
- 1.当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 2.連結計算書類のうち連結注記表および計算書類のうち個別注記表につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nippo-c.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりませんが、本招集ご通知の添付書類と同じく監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査しております。
 - 3.事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を同ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ~~~~~

インターネットによる議決権行使について

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、専用の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。上記のウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従い、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、任意の新しいパスワードを設定されますと、賛否のご入力が可能となります。

2. 議決権行使について

- (1) 2020年6月22日(月曜日)午後6時20分までの行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットと書面の双方で行使された場合において、同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、最後に到達した行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。なお、インターネットと書面の双方で行使された場合において、同日に到達したときは、インターネットによる行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回行使された場合において、同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、最後に到達した行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

3. パスワードについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方がご本人であることを確認する手段でありますので、本総会終了まで大切に保管ください。
- (2) 今回ご案内するパスワードは、本総会に関するのみ有効です。
- (3) 誤ったパスワードを一定回数以上入力されますと、インターネットによる議決権行使ができなくなります。この場合は、画面の案内に沿ってお手続きください。

4. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金などが必要になる場合がありますが、これらの料金をご負担いただくこととなります。

5. 操作方法に関するお問合わせ

インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明の場合には、下記にお問合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電 話】 0120-652-031 【受付時間】 午前9時～午後9時

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監
査
報
告
書

株
主
総
会
参
考
書
類

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の概況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果等により、景気は緩やかな回復基調で推移していましたが、第4四半期に入り、新型コロナウイルスの感染拡大により、足下で大幅に下押しされており、厳しい状況に転じております。

建設業界におきましては、公共投資が底堅く推移し、民間設備投資もおおむね横ばいとなっているものの、労働需給や原材料価格等の動向に注意を要するなど、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社および当社連結子会社（以下「当社グループ」といいます。）は、各社が有する技術の優位性を活かした受注活動やアスファルト合材等の製品販売の強化に努めてきました。

当連結会計年度における当社グループの連結業績は次のとおりです。

受注高は、4,825億97百万円と前期に比べ15.8%の増加、売上高は、4,290億66百万円と前期に比べて3.8%の増加となりました。

利益につきましては、経常利益は382億26百万円と前期に比べて2.0%の減少、また、親会社株主に帰属する当期純利益は235億94百万円と前期に比べて7.5%の減少となりました。

当社グループの主要事業の概況は以下のとおりです。

<建設事業>

受注工事高は、3,972億68百万円と前期に比べて19.7%の増加、完成工事高は3,435億17百万円と前期に比べて4.7%の増加となりました。

(舗装土木事業)

受注工事高は、2,157億86百万円と前期に比べて12.1%の増加、完成工事高は1,994億91百万円と前期に比べて0.7%の増加となりました。

(一般土木事業)

受注工事高は、930億36百万円と前期に比べて12.4%の増加、完成工事高は801億96百万円と前期に比べて24.8%の増加となりました。

(建築事業)

受注工事高は、884億46百万円と前期に比べて55.9%の増加、完成工事高は638億29百万円と前期に比べて2.9%の減少となりました。

また、主な当期中の完成工事および当期末における未成工事は、次のとおりです。

主要完成工事

発注者	工事名	工事場所
J X 不動産株式会社	(仮称) 札幌環状通東マンション計画 新築工事	北海道
国土交通省北海道開発局	新千歳空港 A滑走路老朽化対策工事	北海道
東日本高速道路株式会社東北支社	秋田自動車道 横手管内舗装補修工事	岩手県～秋田県
東日本高速道路株式会社東北支社	東北中央自動車道 上山舗装工事	山形県
成田国際空港株式会社	高速離脱誘導路再編等舗装工事	千葉県
国土交通省関東地方整備局	東京国際空港A滑走路横断誘導路舗装等工事	東京都
東京都	東京体育館(30)改修工事その2	東京都
首都高速道路株式会社	(修) 上部工補強工事(鋼床版) 3-208	神奈川県
中部国際空港株式会社	2017-CJグ(施設)-266号 南東側地区エプロン整備工事	愛知県
中日本高速道路株式会社名古屋支社	新名神高速道路 菰野舗装工事	三重県

主要未成工事

発注者	工事名	工事場所
東日本高速道路株式会社北海道支社	道央自動車道 岩見沢管内舗装補修工事	北海道
国土交通省東北地方整備局	築川トンネル舗装工事	岩手県
国土交通省東北地方整備局	国道106号 川井地区舗装工事	岩手県
国土交通省関東地方整備局	横浜港南本牧地区荷さばき地舗装等工事	神奈川県
中日本高速道路株式会社金沢支社	北陸自動車道(特定更新等) 富山管内舗装補修工事(2018年度)	岐阜県～富山県
中日本高速道路株式会社東京支社	新東名高速道路 長泉沼津IC～駿河湾沼津SA間6車線化工事	静岡県
中日本高速道路株式会社東京支社	新東名高速道路 新富士IC～新清水IC間6車線化工事	静岡県
大阪市水道局	柴島浄水場上系配水池改良工事	大阪府
関西エアポート株式会社	2019-2020年度大阪国際空港B滑走路等改修工事	大阪府
JXTGエネルギー株式会社	DDプロムナード西条SSセルフ維持改造工事	広島県

<製造・販売事業>

アスファルト合材およびその他の製品販売の売上高は、612億72百万円となり、前期に比べて0.4%の減少となりました。

<開発事業およびその他の事業>

開発事業およびその他の事業の売上高は、それぞれ196億16百万円、46億60百万円となり、前期に比べてそれぞれ5.7%の増加、9.0%の減少となりました。

なお、開発事業におきまして、当社および神鋼不動産株式会社(神戸市中央区)は、東京都を被告として、「ル・サンク小石川後樂園」事業に対する建築確認処分を取り消した裁決の取消請求訴訟を2016年5月10日に東京地方裁判所に提起しました。その後、2018年5月24日に、同裁判所から当社らの請求を棄却する判決が言い渡され、当社らはこれを不服として、6月6日に東京高等裁判所に控訴しました。当社らは、12月19日に同裁判所が当社らの控訴を棄却する判決を言い渡したことから、これを不服として、12月27日に最高裁判所に上告したところ、2019年8月16日に、同裁判所から上告棄却・上告不受理決定がなされました。

また、当社は、同事業の中断により当社に発生した損害などについて、2019年5月9日に、東京都を被告として、国家賠償法に基づく損害賠償請求の訴えを東京地方裁判所に提起するとともに、9月3日に、指定確認検査機関である株式会社都市居住評価センターを被告として、損害賠償請求の訴えを同裁判所に提起しました。

なお、「ル・サンク小石川後樂園」事業につきましては、事業継続に向けて検討中であります。

② 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は247億円であり、主なものは次のとおりであります。なお、所要資金は、自己資金の一部を充当いたしました。

- ・製品製造設備用地の取得
- ・製品製造設備の新設および更新
- ・開発事業用資産の取得
- ・施工機械等の増強および更新

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第116期 2016年度	第117期 2017年度	第118期 2018年度	当 期 2019年度
受 注 高 (百万円)	410,135	436,458	416,913	482,597
売 上 高 (百万円)	393,614	404,153	413,236	429,066
経 常 利 益 (百万円)	45,799	40,345	39,022	38,226
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	28,518	26,610	25,514	23,594
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	239.46	223.45	214.25	198.13
総 資 産 (百万円)	496,182	508,638	521,758	540,774
純 資 産 (百万円)	294,944	321,829	343,620	362,273
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	2,422.42	2,638.91	2,811.27	2,955.74

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第118期から適用しており、第117期に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、J X T Gホールディングス株式会社で、同社は、当社の株式を67,890千株（議決権比率57.0%）所有しております。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 百万円	議決権比率 %	主 要 な 事 業 内 容
大 日 本 土 木 株 式 会 社	2,000	78.5	土木・建築工事の請負
長 谷 川 体 育 施 設 株 式 会 社	100	81.3	スポーツ施設工事等の請負
日 舗 建 設 株 式 会 社	50	100.0	土木・建築工事の請負

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 独占禁止法違反事件について

前期までに公正取引委員会による立入検査が行われた、全国におけるアスファルト合材の販売価格引き上げに関する被疑事件につきまして、当社は、2019年7月30日、公正取引委員会から、独占禁止法第7条の2第18項に基づく通知を受領しました。

当社は、結果として公正取引委員会から排除措置および課徴金納付は命じられていないものの、遅くとも2011年3月以降2015年1月までの間、他の事業者8社と共同して独占禁止法違反行為を行っていたと公正取引委員会から認定されたことを厳粛に受け止め、今後、子会社を含む当社グループとして、他の事業者と共同してアスファルト合材の販売価格を決定しないこと、他の事業者とアスファルト合材の販売価格に関する情報交換を行わないこと、追加的な再発防止策を策定・実行すること等を取締役会において自主的に決議いたしました。

当社といたしましては、新たな再発防止策を含め、これまでに取り組んできた独占禁止法遵守に関する諸施策を、より一層徹底して推し進めてまいる所存です。

(5) 対処すべき課題

(戦略上の課題)

① CSRの徹底（不正行為の防止）

当社は一連の独占禁止法違反を踏まえ「コンプライアンス体制の改革」「適正な受注活動を確保するための施策」「組織・人事的対応」の3つの事項を柱とする再発防止策を、継続的かつ計画的に実行しています。さらに、法務部門と外部専門家によるモニタリングも継続して実施することにより、法令違反を起こさない企業風土・企業文化を盤石なものとするための取り組みに注力していきます。

② 働き方改革の推進

建設業界は他産業に比べ労働時間が長いこと等から、若年層に敬遠される業界のひとつとなり、これにより従事者の高齢化や慢性的な人手不足が生じております。このため当社では「働き方改革＝労働環境の整備、生産性の向上」と位置付け、その中でも労働時間に特化して、労働時間の抑制、過重労働防止に向けた取り組みを推進し、魅力ある職場作りに注力していきます。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは建設業法に基づく国土交通大臣許可を受けた建設業、およびこれに関連する事業を行っています。

その主な事業内容は、次のとおりです。

- ① 道路工事、舗装工事、水道施設工事、浚渫工事、その他土木工事および建築工事の請負およびこれに関する企画、調査、設計および監理並びにこれらのコンサルタント業務
- ② 建設機械器具および建設工事材料製造施設の設計、製作、販売および賃貸並びにこれらのコンサルタント業務
- ③ 不動産の開発、利用、売買、賃貸、仲介および管理並びに観光、スポーツ、遊戯、飲食等の各施設の経営および賃貸並びにこれらに関する企画、調査、およびコンサルタント業務
- ④ 砂利、砂、土石、スラグ、その他各種工事材料等の採取、製造、加工および売買並びにこれらのコンサルタント業務
- ⑤ 石油・石炭・ガス・化学プラントの企画、設計、建設および監理並びに熱・電気併給設備等の企画、設計開発、建設および販売
- ⑥ 土地の環境影響の調査計画立案、調査・分析、コンサルタント並びに浄化工事に関する検査および請負業務
- ⑦ 産業廃棄物の処理および製品の売買
- ⑧ 自動車の販売および賃貸
- ⑨ 公共施設並びにこれらに準ずる施設の企画、建設、保有、維持管理および運営
- ⑩ 有料道路の保有、経営、管理、維持

(7) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本社 東京都中央区京橋一丁目19番11号

支店 北海道支店 (札幌市豊平区) 東北支店 (仙台市青葉区)

関東第一支店 (東京都新宿区) 関東第二支店 (東京都品川区)

北信越支店 (新潟市中央区) 中部支店 (名古屋市中区)

関西支店 (大阪市中央区) 四国支店 (高松市)

中国支店 (広島市南区) 九州支店 (福岡市中央区)

関東建築支店 (東京都品川区)

② 当社の主要な工場および施設

合材工場 (戸田市、さいたま市西区、横浜市磯子区)

総合技術センター・技術研究所 (さいたま市西区)

③ 主要な子会社の事業所

大日本土木株式会社 (岐阜市)

長谷川体育施設株式会社 (東京都世田谷区)

日鋪建設株式会社 (東京都世田谷区)

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(人)
舗 装 土 木 事 業	3,113 [395]
一 般 土 木 事 業	816 [92]
建 築 事 業	528 [69]
製 造 ・ 販 売 事 業	1,147 [36]
開 発 事 業	44 [4]
そ の 他 の 事 業	126 [3]
全 社 (共 通)	392 [83]
合 計	6,166 [682]

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数(人)	前事業年度末比増減(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
2,062 [358]	△43 [19]	43歳7ヶ月	14年10ヶ月

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(9) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

特に記載すべき事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

なお、子会社の状況に関しましては、「第119回定時株主総会招集ご通知に関するインターネット開示事項 連結注記表 個別注記表 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)」において、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 240,000,000株
- ② 発行済株式の総数 119,401,836株
- ③ 株主数 4,012名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
J X T G ホールディングス株式会社	67,890千株	57.00%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,791	5.70
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	4,937	4.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,024	3.37
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユー エス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	2,537	2.13
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウト ノン トリーティー	1,689	1.41
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	1,579	1.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,285	1.07
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHETER INTERNATIONAL INVESTORS TOBACCO FREE INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,077	0.90
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジヤスデツク アカウト	1,067	0.89

(注) 持株比率は自己株式 (315,783株) を控除して計算しています。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	岩 田 裕 美	
代表取締役社長	吉 川 芳 和	執行役員社長 建築事業本部長、海外事業本部長
代表取締役	高 橋 章 次	執行役員副社長 営業第二本部長、P F I 推進部 管掌
取締役	宮 崎 匡 弘	専務執行役員 営業第一本部長
取締役	橋 本 祐 司	専務執行役員 管理本部長、開発事業本部長、企画部 管掌
取締役	荒 井 明 夫	常務執行役員 技術本部長、舗装事業副本部長
取締役	沼 尻 理	常務執行役員 舗装事業本部長、環境安全・品質保証部、購買室 管掌
取締役	川 田 順 一	J X T Gホールディングス株式会社 取締役 副社長執行役員 社長補佐 監査部 管掌
取締役	木 村 孟	株式会社プロフェッショナルバンク 代表取締役会長 株式会社アッチェ 非常勤取締役 T I S株式会社 社外監査役
常勤監査役	吉 田 泰 磨	
常勤監査役	吉 村 泰次郎	
常勤監査役	神 山 誠	
監査役	石 田 祐 幸	
監査役	苫米地 邦 男	扶桑電通株式会社 社外取締役 (監査等委員) 工藤建設株式会社 社外監査役

- (注) 1. 当期中の取締役の異動 (就退任) はありません。
2. 取締役木村孟氏および上田宗央氏は、法令に定める社外取締役です。
3. 常勤監査役吉田泰磨氏および監査役石田祐幸氏ならびに苫米地邦男氏は、法令に定める社外監査役です。
4. 取締役木村孟氏および上田宗央氏、監査役石田祐幸氏および苫米地邦男氏は、東京証券取引所、札幌証券取引所の各規則に定める独立役員として、各取引所に届け出ています。
5. 取締役木村孟氏は、土木工学、土質工学を専門とし、東京工業大学において長く教育・研究に携わり、同大学の学長を務めるなど、高度の専門知識と大学経営における豊富な経験を有し、また、取締役上田宗央氏は、株式会社パナソニックをはじめとする企業の経営を通じ、会社トップとしての豊富な知見と経験を有し、両氏とも当社経営に対して指導・助言を行い、客観的かつ公正な立場で経営の監督を行うための相当程度の知見を有しています。

6. 常勤監査役吉田泰麿氏は、日本石油株式会社（当時）入社以来経理部門および内部統制部門を担当し、常勤監査役吉村泰次郎氏は、当社の経理部長を経験し、常勤監査役神山誠氏は、当社の内部統制部長を経験し、各氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
監査役石田祐幸氏は、参議院総務および財政金融委員会の調査室長を経験し、また、監査役苫米地邦男氏は、東京国税局調査第二部長を経験し、両氏とも豊富な専門知識と経験を活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査するための相当程度の知見を有しています。
7. 取締役木村孟氏は、1998年4月から2009年3月まで独立行政法人大学評価・学位授与機構（現 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）の機構長を務めておりました。当社は同機構に対して2001年より2020年まで学術研究助成を目的とした寄附を行っておりますが、当期における寄付額は、同機構の当期総収入額の0.1%未満です。
8. 取締役上田宗央氏が兼職している他の法人と当社との間には、取引関係はございません。また、かつて代表を務めていた株式会社パソナおよびその主な関係会社と当社との間には、一般的な取引条件に基づく取引関係がございますが、当期における当社の支払額は、同社の連結売上高の0.1%未満です。
9. 監査役苫米地邦男氏が兼職している他の法人と当社との間には、一般的な取引条件に基づく取引関係がございますが、当期における取引額は、扶桑電通株式会社に対する当社の支払額が、同社の連結売上高の0.1%未満、工藤建設株式会社に対する当社の販売額が、当社の連結売上高の0.1%未満です。

② 責任限定契約の概要

取締役川田順一氏、木村孟氏および上田宗央氏、常勤監査役吉田泰麿氏、吉村泰次郎氏および神山誠氏、監査役石田祐幸氏および苫米地邦男氏は当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の金額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	358	281	76	8
監査役 (社外監査役を除く。)	48	38	9	2
社外役員(社外取締役)	19	19	—	2
社外役員(社外監査役)	37	29	7	3

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第105回定時株主総会において年額550百万円以内と決議いただいています。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第105回定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいています。
3. 支給額には、2020年6月23日に支給予定の当該事業年度に係る役員賞与が含まれています。
- | | | |
|-----|----|-----------------------|
| 取締役 | 8名 | 76百万円 (うち社外取締役一名一百万円) |
| 監査役 | 5名 | 17百万円 (うち社外監査役3名7百万円) |

④ 社外役員に関する事項

a. 社外取締役の取締役会への出席の状況

- ・取締役木村孟氏は、当期に開催された13回の取締役会について13回出席しました。
- ・取締役上田宗央氏は、当期に開催された13回の取締役会について12回出席しました。

b. 社外取締役のその他の活動状況

- ・社外取締役の両氏は、取締役会付議事項およびその他の稟議事項のすべてにおいて、事前に企画部長から説明を受け、客観的かつ公正な立場から、必要に応じて担当役員に質問を行い、意見を述べるとともに、取締役会において、中長期的な企業価値の向上の観点から、経営の方針や具体的な事案について質問を行い、意見を述べました。
- ・当社における一連の独占禁止法違反事件につきまして、木村孟氏は違反行為が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。2015年6月の取締役就任以降、法令遵守の視点に立った提言を行い、当該事実の徹底した調査および再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。また、上田宗央氏は2017年6月の取締役就任まで当該事実を認識しておりませんでした。就任後は法令遵守の視点に立った提言を行い、当該事実の徹底した調査および再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。

c. 社外監査役の取締役会および監査役会への出席の状況

- ・常勤監査役吉田泰磨氏、監査役石田祐幸氏および監査役苫米地邦男氏は、当期に開催された13回の取締役会、および16回の監査役会について、すべてに出席しました。

d. 社外監査役の取締役会および監査役会における発言の状況

- ・社外監査役の三氏は、取締役会において、会社業務の適正を確保するため、客観的かつ公正な立場から内部統制システムの整備・運用、その他経営全般に係わる諸問題について、必要に応じ質問を行い、意見を述べました。
- ・社外監査役の三氏は、監査役会において、取締役および使用人の職務の執行状況等について、必要に応じ質問を行い、意見を述べました。

e. 社外監査役のその他の活動状況

- ・社外監査役を含む監査役は、定期的に代表取締役との間で当社の中長期的な経営方針ならびにその他の経営全般に係わる諸問題について意見交換を行い、なお一層の健全な経営に向けて活動しました。
- ・当社における一連の独占禁止法違反事件につきまして、社外監査役の吉田泰磨氏および石田祐幸氏は、違反行為が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。違反行為の判明後は、当該事実の徹底した調査および再発防止に向けた取り組みの提言を行うなど、その職責を果たしております。また、社外監査役の苫米地邦男氏は、2017年6月の監査役就任まで当該事実を認識しておりませんでした。就任後は法令遵守の視点に立った提言を行い、当該事実の徹底した調査および再発防止に向けた取り組みの提言を行うなど、その職責を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	94百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	103百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて、監査項目別・階層別監査時間の計画と実績および報酬額の推移、ならびに会計監査人の職務の遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 会計監査人監査の対象となる当社の子会社につきましてもEY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっています。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
4. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が2百万円あります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務執行状況、監査体制、会計監査人としての独立性および専門性などの点において再任が不適当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

＜業務の適正を確保するための体制に関する基本的な考え方およびその整備状況＞

当社の会社法第362条第4項第6号に規定する体制（内部統制システム）の整備についての決議の内容は、次の通りです。

毎年度取締役会による内部統制の整備・運用状況に関する自己評価を実施し、継続的に改善を図っております。

(2019年6月24日取締役会決議)

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況
 当社は、次の企業理念と行動指針を定め、全ての役員および従業員は、この企業理念に基づいて日常の業務を遂行する。

＜企業理念＞

わたしたちは
 確かなものづくりを通して
 豊かな社会の実現に貢献します

＜行動指針＞

信頼を築く
 技を磨き、伝える
 夢をいだき、挑戦する

当社は、この企業理念、行動指針を制定し、J X T Gグループ理念およびJ X T Gグループ行動基準にしたがって、社会的責任を確実に果たすためN I P P O・C S R委員会を設置し、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指す。併せて、C S R経営を確実に遂行するために、業務の適正を確保する体制の整備を進め、次に記載のとおり内部統制システムを構築する。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役は、法令、定款、当社の企業理念および行動指針ならびにJ X T Gグループ理念およびJ X T Gグループ行動基準を遵守し、コンプライアンスに関する規程に基づき、職務を執行する。必要に応じ、コンプライアンス体制にかかる規程を整備する。
- イ. コンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンス活動について、N I P P O・C S R委員会を通じて社長へ定期的に報告し、社長はその諮問に基づき、常に法令遵守の徹底を推進する。
- ウ. 内部通報制度の処理体制である企業倫理ヘルプラインの設置により、コンプライアンス上の問題点を発見した者が、速やかに通報や相談ができる体制を整える。
- エ. 取締役会については、招集等の手続きならびに決議事項および報告事項の付議基準を定めた「取締役会規則」により、その適正な運営および審議の充実を図る。
- オ. 監査役は、常に取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査するほか、適宜、取締役および関係者から報告を受け、決裁書類等の検証を行う。
- カ. 社外取締役および社外監査役が取締役会の審議に加わることにより、業務執行の決定における客観性の確保および妥当性の向上を図る。
- キ. 財務報告の適法性と適正性を確保するための内部統制の仕組みを整える。
- ク. 「内部者取引の未然防止等に関する規程」を整備し、重要事実に関する情報の管理および株式等の売買その他取引について遵守すべき事項を定め、内部者取引の未然防止に万全を期する。
- ケ. 反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針を定め、これに基づき業務実態に応じた社内体制、対応マニュアル等を整備する。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ア. 取締役の職務の執行に係る情報は、文書取扱規程および規程類管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- イ. 企業情報の適正な使用および個人情報、特定個人情報等を含む機密情報の適切な取扱いのために規程類を整備し、従業員に対して、その遵守を徹底する。
- ウ. 取締役および監査役は、上記文書または電磁的媒体を常時閲覧できる。
- エ. 取締役は、会社法等の法令および金融商品取引所の適時開示規則等に基づき、事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに有価証券報告書等を適正に作成するとともに、会社情報の適時適切な開示を行い、IR活動に努める。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 損失の危険は、権限規程および関係諸規程の定めるところにより管理し、必要に応じてリスク管理に関する規程を整備する。
- イ. 全社のリスク管理は、社長が統括する。
- ウ. 資産整備については資産整備計画を審査し、特に、大型の設備投資については、投資価値を厳密に検証するとともに、予想されるリスクの識別・分析を適切に行い、投資規模に応じて取締役会・常務会の審議・決議等を経て実施する。
- エ. 工事施工における確かなものづくりを推進するため、工事の施工および品質管理の徹底を図る。
- オ. 「非常災害対策規程」を制定し、地震等の非常時災害に備え、従業員等の安全確保と地域および得意先に対する救援、復興活動による社会的責任を果たす。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 執行役員制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、事業の推進と改善を迅速に進める。
また、本社機構に本部制および管掌役員制を執ることにより、多様化する経営課題に対して迅速かつ機動的な意思決定を図る。
- イ. 執行役員等で構成される常務会を設置し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。取締役会に付議される案件は、原則として常務会にて稟議決裁される。
- ウ. 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ア. 企業理念および行動指針の制定、JXTGグループ理念およびJXTGグループ行動基準の適用により、企業活動の根本理念を明確にするとともに企業行動のガイドラインとし、社長が繰り返しその精神を従業員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の最優先とすることを徹底する。
- イ. コンプライアンス委員会は、定期的に遵法状況点検を実施し、日常的な職務が法令および定款に適合していることを確認する。
- ウ. 内部通報制度の処理体制である企業倫理ヘルプラインの設置およびその周知徹底により、コンプライアンス上の問題点を発見した者が、速やかに通報や相談ができる体制を整える。
- エ. 従業員に対しては、さまざまな機会を利用してコンプライアンスの徹底に関する教育を行い、コンプライアンスに基づく適正な業務運営を目的とした研修を実施する。特に、独占禁止法違反および廃棄物処理法違反の再発防止に重点を置いて、継続的教育を実施する。併せて、実効性あるモニタリングを行って、遵守状況の確認に努めるとともに、必要に応じ、法令等の遵守体制の見直しを行う。

- オ. 内部統制の充実を図るため、内部監査を通じて業務の執行を監査し、監査結果を社長ならびに監査役に報告する。
- カ. 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の規程類を整備し、適正な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を整える。
- キ. 必要に応じて外部専門家の協力を得て、不正行為の発生防止に向けた体制を整備する。
- ク. 「内部者取引の未然防止等に関する規程」を整備し、重要事実に関する情報の管理および株式等の売買その他取引について遵守すべき事項を定め、内部者取引の未然防止に万全を期する。

(6) 当社の企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 親会社および当社のグループC S R組織の活動を通じて、企業集団におけるコンプライアンスをはじめとするC S R体制の確保を図る。
- イ. 社長をはじめとする当社の取締役および各子会社の社長は、当社が必要に応じて開催するトップミーティングにより、基本方針の伝達・確認と情報の共有化を図る。またグループ会社の経営計画の進捗状況および重要課題等について意見交換を行い、グループとして企業価値の最大化を目指す。
- ウ. 子会社の管理および運営に関する規程を整備し、同規程に従って、子会社の重要な業務執行案件は当社取締役会に適切に報告され、決議される体制を整える。
- エ. 子会社に対しては、必要に応じて当社の役職員を非常勤取締役または非常勤監査役として派遣し、子会社の機関を通じて業務の適正の確保に当たるほか、当社の監査役および会計監査人が必要に応じて監査を実施する。
- オ. 子会社業務を指導・管理する当社の部署は、子会社から報告を受けて、子会社の職務執行状況を監督する。
- カ. 必要に応じて、子会社ごとに内部統制責任者を選任し、当社の所管部と連携の上、事業の総括的な管理を行う。
- キ. 当社における内部通報制度の処理体制である企業倫理ヘルプラインの企業集団内における整備を進める。
- ク. 子会社に対しては、必要に応じてその役員等を対象とした集合研修を実施するとともに、子会社における関係諸規程類の整備を指導・助言することによって、法令等違反行為の発生防止体制をはじめとする業務の適正を確保する体制づくりを進める。

(7) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は、兼任・専任または長期・短期等必要に応じ、その職務を補助すべき使用人を置くことができる。
- イ. 監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分について、監査役会は事前に意見を述べることができ、その意見は尊重されるものとする。
- ウ. 常務会決議事項、その他の経営上重要な事項および子会社の経営上重要な事項は、監査役に報告すべき事項とし、重大な法令違反または不正行為の事実、もしくは会社に重大な損失を与える事実の発生あるいはそのおそれがある場合も、速やかに監査役に報告する。
- エ. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。その際、当社における内部通報制度の処理体制である企業倫理ヘルプラインの取扱いに準じた規程を、子会社を含めて整備する。
- オ. 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用を負担する。
- カ. その他、当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と社長の意見交換会を定期的で開催するほか、必要に応じて、会社の費用負担により、監査役が公認会計士、弁護士等の外部専門家に相談することができる機会を確保する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

<業務の適正を確保するための体制に関する基本的な考え方に基づく運用状況>

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社の企業理念および行動指針ならびに J X T G グループの理念および行動基準をイントラネットに掲載し、職務執行の行動規範として運用しています。
 - ・ 当社のコンプライアンス活動状況について、社長を委員長とする N I P P O ・ C S R 委員会へ定期的に報告されるほか、社長は常に C S R およびコンプライアンス徹底を呼びかけるメッセージを発信しています。
 - ・ 「内部通報取扱規程」に基づき、コンプライアンス上の問題点を発見した者が速やかに通報や相談ができる体制を整備し、運用しています。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務執行に係わる文書は、社内規程に従い管理・記録・保存されており、取締役と監査役は、その全てを常時閲覧できています。
 - ・ 会社情報をホームページ等の適切な手段を用いて、適時開示しています。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理の責任と権限の明確化を図るため、権限規程、個別リスク管理に関する規程を制定し運用するほか随時見直しを行っています。
 - ・ 確かなものづくりを推進するため、本社および現業事業所が一体となった品質管理体制を整備し運用しています。
 - ・ 非常災害時の従業員等の安全確保や地域社会・顧客に対する復興支援を円滑に遂行するため、本社および全国各支店において事業継続計画（BCP）を策定しています。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 執行役員制度を執ることにより、取締役による経営の迅速化および監督機能の強化、執行役員の執行責任の明確化を図り、事業の推進と改善を進めています。
 - ・ 取締役会は、取締役の業務執行状況についての定期的な報告を受け、これを監督しています。

- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社の企業理念および行動指針ならびに J X T G グループの理念および行動基準をイントラネットに掲載し、職務執行の行動規範として運用しています。
 - ・ 階層別の人事課程研修や部門毎の業務研修を通じて、コンプライアンス教育を継続的に実施しています。
 - ・ 一連の独占禁止法違反事件を受け、違法行為再発防止策として、全国の従業員を対象とした独占禁止法研修、法務部門および弁護士による法令遵守状況のモニタリング（書面アンケート調査および個別面談調査）を実施しています。
- ⑥ 当社の企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社の企業理念および行動指針ならびに J X T G グループの理念および行動基準について、子会社に対して研修を行う等により周知徹底を図っています。
 - ・ 主要なグループ会社を委員とするグループ会社 C S R 委員会を開催し、C S R の活動計画や活動実績などを共有し、グループ全体としての C S R ・コンプライアンス体制を確保しています。
 - ・ 子会社に対して法令遵守の徹底を指導するほか、子会社において不正行為等が発生した場合に親会社に対して速やかに報告する体制を整備し運用しています。
 - ・ 子会社の役員・従業員を対象としたコンプライアンスを含む経営者法務研修を実施し、グループガバナンス体制の強化に取り組んでいます。
 - ・ 子会社に対する監査の実施および所管部による管理指導により、常に子会社の状況の把握に努めています。
- ⑦ 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 常務会における審議にあたっては、常務会開催前に、必ず監査役に対して審議事項を提出し、必要に応じて審議案件の細部について説明しています。
 - ・ コンプライアンス規程において、不正行為等を監査役に報告した者に対する不利益な取扱いの禁止を明文化しています。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	352,252	流 動 負 債	151,430
現 金 預 金	128,432	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	69,323
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等	150,890	電 子 記 録 債 務	33,738
電 子 記 録 債 権	4,019	短 期 借 入 金	910
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	2,704	未 払 法 人 税 等	7,539
未 成 工 事 支 出 金	15,896	未 成 工 事 受 入 金	16,609
た な 卸 不 動 産	26,875	賞 与 引 当 金	4,151
そ の 他 た な 卸 資 産	2,865	完 成 工 事 補 償 引 当 金	548
短 期 貸 付 金	201	工 事 損 失 引 当 金	335
そ の 他	20,710	そ の 他	18,272
貸 倒 引 当 金	△343	固 定 負 債	27,069
固 定 資 産	188,522	長 期 借 入 金	6,182
有 形 固 定 資 産	136,134	繰 延 税 金 負 債	4,823
建 物 及 び 構 築 物	41,565	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	523
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	16,925	退 職 給 付 に 係 る 負 債	6,904
工 具 器 具 及 び 備 品	1,444	資 産 除 去 債 務	1,260
土 地	73,597	そ の 他	7,374
リ ー ス 資 産	460	負 債 合 計	178,500
建 設 仮 勘 定	2,140	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	3,390	株 主 資 本	335,101
投 資 そ の 他 の 資 産	48,997	資 本 金	15,324
投 資 有 価 証 券	43,675	資 本 剰 余 金	16,363
長 期 貸 付 金	371	利 益 剰 余 金	303,668
繰 延 税 金 資 産	2,463	自 己 株 式	△255
そ の 他	3,371	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	16,886
貸 倒 引 当 金	△885	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,459
		為 替 換 算 調 整 勘 定	63
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,637
		非 支 配 株 主 持 分	10,286
		純 資 産 合 計	362,273
資 産 合 計	540,774	負 債 純 資 産 合 計	540,774

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
高価		429,066
利益		361,041
利益		68,025
利益		31,797
利益		36,227
息金	81	
利益	1,131	
入金	15	
金他	105	
費用	554	
費用	508	2,397
息損	60	
料費	47	
損他	92	
益	69	
益	23	
益	34	
益	71	398
益		38,226
益	85	
益	89	
益	317	492
損	399	
損	28	
損	60	
損	814	
損	116	1,419
利益		37,299
利益	12,090	
利益	471	12,562
利益		24,737
利益		1,142
利益		23,594

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,324	16,363	284,050	△254	315,483
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,763		△4,763
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			23,594		23,594
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
連 結 範 囲 の 変 動			787		787
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	0	19,618	△1	19,617
当 期 末 残 高	15,324	16,363	303,668	△255	335,101

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	20,226	30	-	△956	19,300	8,836	343,620
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					-		△4,763
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					-		23,594
自 己 株 式 の 取 得					-		△1
自 己 株 式 の 処 分					-		0
連 結 範 囲 の 変 動					-		787
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△1,766	△30	63	△680	△2,414	1,449	△964
当 期 変 動 額 合 計	△1,766	△30	63	△680	△2,414	1,449	18,653
当 期 末 残 高	18,459	-	63	△1,637	16,886	10,286	362,273

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部			負債の部		
科 目	金額	科 目	金額		
流動資産	237,222	流動負債	108,690		
現金預手入金	98,337	支払手形	655		
受取手形	2,572	工事未払金	25,091		
完成工事未収入金	64,929	買掛金	5,924		
売掛金	18,214	電子記録債権	20,606		
電販子記用不債権	3,318	リース債権	602		
製成品	3,837	未払費用	5,477		
未成工事支出金	44	未払法人税等	689		
開発事業等支出金	3,762	未成工事受入り金	3,239		
工機材料貯蔵品	22,948	関係会社引当金	3,660		
木材	3,491	完工工事補償引当金	37,496		
未償支給未収入金	171	工事損失の引当金	3,335		
その他当座預金	1,544	固定負債	324		
	4,071	繰延税金負債	283		
	10,258	退職給付引当金	1,303		
	△280	繰上り延税引当金	1,073		
固定資産	173,678	純資産の部	15,511		
有形固定資産	117,550	株主資本	269,105		
建物及び構築物	34,765	資本金	15,324		
機械装置及び運搬具	13,705	資本剰余金	15,916		
工具器具及び備品	1,229	資本準備金	15,913		
土地	64,188	その他資本剰余金	2		
建設仮勘定	1,439	利益剰余金	238,119		
無形固定資産	2,221	利益準備金	3,731		
投資その他の資産	2,933	その他利益剰余金	234,388		
投資有価証券	53,194	特別償却準備金	7		
関係会社株式・関係会社出資金	35,203	固定資産圧縮積立金	1,161		
長期貸付金等	15,058	別途積立金	213,950		
破産更生債権	1,522	繰上り利益剰余金	19,269		
長期前払費用	8	繰上り利益剰余金	△255		
その他当座預金	129	評価・換算差額等	17,593		
	1,508	その他有価証券評価差額金	17,593		
	△236	純資産合計	286,698		
資産合計	410,901	負債純資産合計	410,901		

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	151,392
売上原価	26,468
	<u>35,698</u>
売上利益	115,694
売上原価	134,762
	21,698
	<u>24,634</u>
営業利益	91,060
営業外利益	16,630
営業外損失	4,770
	<u>11,064</u>
経常利益	102,124
特別利益	3,432
特別損失	146
	554
	<u>224</u>
当期純利益	104,912
前期繰上利益	24
前期繰下利益	23
前期繰上損失	61
前期繰下損失	30
	<u>2</u>
当期純利益	104,912
特別利益	26
特別損失	77
	11
	<u>317</u>
当期純利益	105,179
特別利益	378
特別損失	0
	17
	354
	<u>116</u>
当期純利益	105,443
引当金	5,267
法人税	277
法人税	<u>5,544</u>
当期純利益	<u>14,556</u>

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	特別償却 準備金	その他 固定資産 圧縮積立金	利益剰余金 別途積立金				
当 期 首 残 高	15,324	15,913	2	15,916	3,731	15	1,162	198,950	24,468	228,327	△254	259,313
当 期 変 動 額												
特別償却準備金の取崩						△7				7	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩							△1			1	-	-
別途積立金の積立								15,000	△15,000		-	-
剰余金の配当									△4,763	△4,763		△4,763
当 期 純 利 益									14,556	14,556		14,556
自己株式の取得											△1	△1
自己株式の処分			0	0							0	0
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)												
当 期 変 動 額 合 計	-	-	0	0	-	△7	△1	15,000	△5,198	9,792	△1	9,791
当 期 末 残 高	15,324	15,913	2	15,916	3,731	7	1,161	213,950	19,269	238,119	△255	269,105

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額	評価・換算 差額等	
当 期 首 残 高	18,929	18,929	278,243
当 期 変 動 額			
特別償却準備金の取崩		-	-
固定資産圧縮積立金の取崩		-	-
別途積立金の積立		-	-
剰余金の配当		-	△4,763
当 期 純 利 益		-	14,556
自己株式の取得		-	△1
自己株式の処分		-	0
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)	△1,336	△1,336	△1,336
当 期 変 動 額 合 計	△1,336	△1,336	8,455
当 期 末 残 高	17,593	17,593	286,698

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社N I P P O
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 持 永 勇 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 聡 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社N I P P Oの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N I P P O及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社N I P P O
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 持 永 勇 一 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 聡 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社N I P P Oの2019年4月1日から2020年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告記載の独占禁止法違反事件については、監査役会として、当社の再発防止策の実施と法令遵守の徹底への取組みを引き続き確認してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

株式会社N I P P O 監査役会

常勤社外監査役 吉田 泰 磨 ㊟

常勤監査役 吉村 泰次郎 ㊟

常勤監査役 神山 誠 ㊟

社外監査役 石田 祐 幸 ㊟

社外監査役 苔米地 邦 男 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第119期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金60円（普通配当60円）
総額7,145,163,180円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 5,000,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（10名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	いわたひろみ 岩田裕美 (1949年11月21日)	1973年4月 当社入社 2004年4月 当社環境営業部長 2006年4月 当社PFI推進部長 2007年4月 当社中部支店長 2007年6月 当社執行役員 2012年4月 当社常務執行役員 2013年6月 当社取締役、常務執行役員 2014年6月 当社代表取締役社長、執行役員社長 2018年6月 当社代表取締役会長（現任）	1,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 企業経営に関する高い見識と豊富な経験を有するとともに、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、リーダーシップを発揮して当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献する資質を有していると認められるため。</p>			
2	よしかわよしかず 吉川芳和 (1955年7月6日)	1979年4月 当社入社 2012年4月 当社執行役員北海道支店長 2015年4月 当社常務執行役員建築事業統括部長 2015年6月 当社取締役、常務執行役員 総合技術部、エンジニアリング部、建築事業統括部 (*)、海外支店 管掌 * 2016年4月より建築事業企画室、建築部に改組 2016年6月 当社代表取締役、常務執行役員 技術本部長、建築事業本部長、開発事業本部長 環境安全・品質保証部、海外支店(*) 管掌 * 2018年4月より改組に伴い、海外支店管掌から 海外事業本部長に変更 2018年6月 当社代表取締役、執行役員社長 建築事業本部長、海外事業本部長（現任）	4,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 企業経営に関する高い見識と豊富な経験を有するとともに、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、リーダーシップを発揮して当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献する資質を有していると認められるため。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	あり しげ さとし ※有 重 哲 (1957年10月1日)	1980年4月 日本石油株式会社入社 2008年4月 新日本石油株式会社CSR推進部長 2010年4月 JXホールディングス株式会社総務部長 2014年6月 JX日鉱日石ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長 2016年4月 JX不動産株式会社代表取締役社長 2017年4月 JXTGエネルギー株式会社取締役 副社長執行役員 社長補佐(秘書室・監査部・ 内部統制部・総合企画部・事業改革推進部・経理部・ 人事部・広報部・IT戦略部・情報システム部・ 総務部・法務部・危機管理部・購買部) 2020年4月 同社取締役(現任)	1,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 JXTGエネルギー株式会社の取締役・副社長執行役員、JXグループ会社の代表取締役社長として豊富な知見と経験を有し、また、企業関係法制、コーポレートガバナンスに関する事項についても精通しており、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、リーダーシップを発揮して当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献する資質を有していると認められるため。</p>			
4	みや ぎさ まさ ひろ 宮 崎 匡 弘 (1957年1月12日)	1979年4月 当社入社 2013年4月 当社執行役員関東第二支店長 2016年4月 当社常務執行役員 2016年6月 当社取締役、常務執行役員 営業第一本部長 2017年4月 当社取締役、常務執行役員 営業第一本部長、営業第一部長 2018年10月 当社取締役、常務執行役員 営業第一本部長 2019年4月 当社取締役、専務執行役員 営業第一本部長(現任)	2,161株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社の本・支店の営業活動全般に精通しており、また、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献するための資質を有していると認められるため。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	橋本 祐司 (1956年8月24日)	1979年4月 当社入社 2006年4月 当社企画部長 2014年4月 当社執行役員企画部長 2016年4月 当社常務執行役員 2016年6月 当社取締役、常務執行役員 企画部、人事部、総務部、経理部、内部統制部 管掌 2017年4月 当社取締役、常務執行役員 管理本部長 企画部 管掌 2018年6月 当社取締役、常務執行役員 管理本部長、開発事業本部長、企画部 管掌 2019年4月 当社取締役、専務執行役員 管理本部長、開発事業本部長、 企画部 管掌 (現任)	2,000株
【取締役候補者とした理由】 当社の経営企画業務全般に精通しており、また、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献するための資質を有していると認められるため。			
6	沼尻 理 (1959年6月22日)	1982年4月 当社入社 2014年4月 当社中国支店長 2015年4月 当社執行役員中国支店長 2018年4月 当社常務執行役員 2018年6月 当社取締役、常務執行役員 舗装事業本部長 環境安全・品質保証部、購買室 管掌 2020年4月 当社取締役、常務執行役員 舗装事業本部長 環境安全・品質保証部 管掌 (現任)	1,000株
【取締役候補者とした理由】 当社の中核事業である工事、合材事業に精通しており、また、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献するための資質を有していると認められるため。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 お よ び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株 式 の 数
7	きむら つとむ 木 村 孟 (1938年 3月 8日)	1961年 4月 当社入社 1965年 6月 当社退社 東京工業大学理工学部助手 1982年 3月 同大学工学部教授 1993年10月 同大学学長 1997年10月 ケンブリッジ大学招聘研究員 1998年 3月 東京工業大学 定年退官 同大学名誉教授 1998年 4月 学位授与機構 機構長 2009年 3月 独立行政法人大学評価・学位授与機構 任期満了退職 2009年 4月 文部科学省顧問 独立行政法人大学評価・学位授与機構特任教授 2012年 9月 当社顧問 2015年 3月 文部科学省 退職 2015年 4月 独立行政法人大学評価・学位授与機構顧問 2015年 6月 当社取締役（現任） 2016年 4月 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構顧問 （現任）	1,000株
【社外取締役候補者とした理由】 土木工学、土質工学を専門とし、東京工業大学において長く教育・研究に携わり、また同大学の学長を務めるなど、高度の専門知識と大学経営における豊富な経験を有していることから、当社経営に対して有益な指導・助言を行い、客観的かつ公正な立場で経営の監督を行う相当程度の知見を有していると認められるため。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
8	うえだ ひね あき 上田 宗 央 (1948年1月1日)	1971年4月 ブリistolマイヤーズ株式会社入社 1983年8月 株式会社テンポラリーセンター入社 1988年1月 株式会社パソナ 常務取締役国際事業部長 兼 事業開発部長 兼 株式会社パソナアメリカ代表取締役社長 2000年6月 株式会社パソナ代表取締役社長 2004年10月 株式会社プロフェッショナルバンク 代表取締役社長 2007年4月 同社代表取締役会長（現任） 2009年10月 株式会社アッチェ代表取締役社長 2011年6月 同社非常勤取締役（現任） ITホールディングス株式会社 （現TIS株式会社） 社外監査役（現任） 2017年6月 当社取締役（現任）	2,000株
【社外取締役候補者とした理由】 株式会社パソナをはじめとする企業の経営を通じ、会社トップとしての豊富な知見と経験を有しており、建設業界以外の視点に立った経営に対する有益な指導・助言を行い、客観的かつ公正な立場で経営の監督を行う相当程度の知識を有していると認められるため。			
9	かし ほん たかし ※柏 原 孝 (1950年5月10日)	1973年4月 株式会社内田洋行入社 1998年7月 同社北海道支社長 2003年10月 同社取締役九州支社長 2006年7月 同社取締役 常務執行役員 マーケティング本部長 2007年7月 同社取締役 専務執行役員 管理本部長 兼 マーケティング本部長 2008年7月 同社代表取締役社長 2014年7月 同社代表取締役会長 2018年10月 同社相談役（現任）	1,000株
【社外取締役候補者とした理由】 株式会社内田洋行における企業の経営を通じ、会社トップとしての豊富な知見と経験を有しており、建設業界以外の視点に立った経営に対する有益な指導・助言を行い、客観的かつ公正な立場で経営の監督を行う相当程度の知識を有していると認められるため。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者木村孟氏、上田宗央氏、同じく柏原孝氏が選任された場合には、当社は当該三氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低限度額を限度とする責任限定契約をそれぞれ締結する予定です。
4. 木村孟氏、上田宗央氏および柏原孝氏は、法令に定める社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者木村孟氏について
- a. 木村孟氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
 - b. 当社は、同氏を東京証券取引所、札幌証券取引所の規程に定める独立役員として、各取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。
 - c. 同氏は、1998年4月から2009年3月まで独立行政法人大学評価・学位授与機構(現 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)の機構長を務めておりました。当社は同機構に対して2001年より2020年まで学術研究助成を目的とした寄附を行っておりますが、当期における寄附額は、同機構の当期総収入額の0.1%未満です。
 - d. 当社における一連の独占禁止法違反事件につきまして、同氏は違反行為が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。2015年6月の取締役就任以降、法令遵守の視点に立った提言を行い、当該事実の徹底した調査および再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。
6. 社外取締役候補者上田宗央氏について
- a. 上田宗央氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
 - b. 上田宗央氏が兼職している他の法人と当社との間には、取引関係はございません。また、かつて代表を務めていた株式会社パソナおよびその主な関係会社と当社との間には、一般的な取引条件に基づく取引関係がございますが、当期における当社の支払額は、同社の連結売上高の0.1%未満です。
 - c. 当社は、同氏を東京証券取引所、札幌証券取引所の規程に定める独立役員として、各取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。
 - d. 当社における一連の独占禁止法違反事件につきまして、同氏は2017年6月の取締役就任時まで当該事実を認識しておりませんでした。就任後は法令遵守の視点に立った提言を行い、当該事実の徹底した調査および再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。
7. 社外取締役候補者柏原孝氏について
- a. 柏原孝氏がかつて代表を務めていた株式会社内田洋行およびその主な関係会社と当社との間には、一般的な取引条件に基づく取引関係がございますが、当期における当社の支払額は、同社の連結売上高の0.1%未満です。
 - b. 当社は同氏が取締役に選任され就任した場合には、東京証券取引所、札幌証券取引所の規程に定める独立役員として、各取引所に届出をする予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって、常勤監査役吉村泰次郎氏は任期満了となります。
 つぎましては、新任監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
 監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
※伊東 昭一郎 (1957年4月28日)	1981年4月 当社入社 2013年4月 当社西日本管理支社総務部長 2016年4月 当社経理部長 2020年4月 当社理事	0株
【監査役候補者とした理由】 当社入社以降、経理部門を担当し、財務および会計等に関する豊富な識見を有しており、監査役としての職務を適切に遂行する資質を有していると認められるため。		

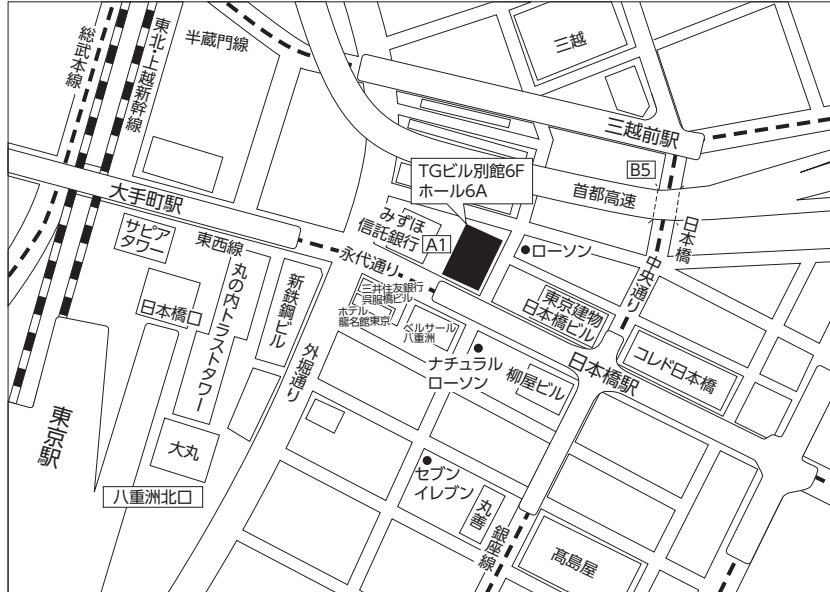
- (注) 1. ※は新任監査役候補者であります。
 2. 監査役候補者伊東昭一郎氏が選任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。
 3. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

以上

〈メモ欄〉

〈会場のご案内〉

会場 東京都中央区八重洲一丁目2番16号
TGビル別館6F ホール6A
電話 (03) 3563-6751 (代表)



〈交通のご案内〉

- ① JR東京駅（日本橋口）より徒歩4分
- ② 東京メトロ銀座線・東西線 日本橋駅（A1口）より徒歩1分
- ③ 東京メトロ銀座線・半蔵門線 三越前駅（B5口）より徒歩3分

〈お願い〉 お車でのご来場はご遠慮ください。